

弘前市立第二中学校等複合施設整備工事基本・実施設計業務公募型プロポーザル【参加意思表示】に関する質問回答書

No	質問内容	回答
1	<p>【実施要領 3. 参加資格（3）主任技術者の要件①】 告示第98号別添二第12号第1類との指定がありますが、第2類に該当する建築物は要件となりますか。</p>	<p>第2類に該当する建築物との複合施設の基本設計業務又は実施設計業務の実績を有することは求めないため、要件となりません。</p>
2	<p>【実施要領 3. 参加資格（3）主任技術者の要件①】 ここで定める学校施設について、小中高等、学校の種別によって評価の違いはありますか。</p>	<p>設計業務の実績の評価基準は公表しておりません。様式5において、主任技術者の業務実績を2件まで記載することとしておりますが、業務の実績が3件以上ある場合は、「①施設区分が複合施設であるもの」「②規模が大きいもの」「③設計業務完了年月が直近のもの」「④建築区分が改築であるもの」の順に記載してください。</p>
3	<p>【実施要領 10. 審査の評価項目】 設計業務の実績を示す、様式4、5、6-1、6-2における具体的な評価項目と採点基準をご教示頂けますでしょうか。</p>	<p>設計業務の実績の評価項目と採点基準は公表しておりません。業務の実績が3件以上ある場合は、「①施設区分が複合施設であるもの」「②規模が大きいもの」「③設計業務完了年月が直近のもの」「④建築区分が改築であるもの」の順に記載してください。</p>
4	<p>【作成要領 2. 書類作成の留意事項（2）】 用紙の大きさはA4サイズが指定されていますが、証明資料として図面等を提出する場合、A3サイズで出力し、Z折りにてA4サイズにして提出してよろしいでしょうか。</p>	<p>問題ありません。</p>
5	<p>【作成要領 2. 書類作成の留意事項（6）②、3. 各様式の記載方法（4）主任技術者の業務実績、手持ち業務⑨、（5）担当技術者の業務実績⑧】 業務実績の確認のために、設計図書の建築概要の部分の写しを提出することとありますが、確認済証等でもよろしいでしょうか。また、設計図書における業務件名は、設計契約時の名称と異なる場合があります。この場合、同じ業務を指していることが十分に推量されるものであれば問題はありませんかでしょうか。</p>	<p>業務実績の確認のための資料は、「業務件名、建物用途、面積」が確認できるのであれば、確認済証等でも問題ありません。 また、設計図書における業務件名は、お見込みのとおり、設計契約時の業務件名と同じ業務を指していることが十分に推量されるものであれば問題ありません。</p>

弘前市立第二中学校等複合施設整備工事基本・実施設計業務公募型プロポーザル【参加意思表示】に関する質問回答書

No	質問内容	回答
6	【作成要領 3. 各様式の記載方法(3), (4), (5)の業務実績】 基本設計業務並びに実施設計業務が一つの契約となっている場合も実績の対象になると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	【作成要領 3. 各様式の記載方法(3), (4), (5)の業務実績】 基本設計と実施設計が別契約の場合、2件の実績として取り扱うことが可能でしょうか。	設計対象が同一の場合は、1件の実績となります。
8	【作成要領 3. 各様式の記載方法(3), (4), (5)の業務実績】 建築物としては新築ですが、同一敷地内に既存建物があるために確認申請等において増築とされる施設については、実績の対象になると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	【作成要領 3. 各様式の記載方法(4)主任技術者の業務実績、手持ち業務⑧、(5)担当技術者の業務実績⑦】 技術者として業務したことがわかる書類を添付することとありますが、自社で捺印した従事証明書等でもよろしいでしょうか。	問題ありません。
10	【作成要領 様式4、5、6-1、6-2 提出様式の注書きについて】 「業務実績が3件以上ある場合」とありますが、様式の掲載欄は2件となっています。3件以上ある場合は作成要領に記載された順で2件選定するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	【実施要領 3. 参加資格(3)主任技術者の要件①】 学校施設と平成31年国土交通省告示第98号別添二第12号第2類との複合施設の設計業務は実績とみなして宜しいでしょうか。	平成31年国土交通省告示第98号別添二第12号第2類との複合施設の基本設計業務又は実施設計業務は実績とみなしませんので、同号第1類との複合施設の実績を有することを要件といたします。

弘前市立第二中学校等複合施設整備工事基本・実施設計業務公募型プロポーザル【参加意思表示】に関する質問回答書

No	質問内容	回答
12	<p>【実施要領 3. 参加資格（1）設計共同体の資格④】 「（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙1に示された設計共同体協定書による協定書が、代表者及びその他構成員により交わされていること。」とございますが、そちらの様式には出資比率を記載する項目がない等、協定書を交わす上での不都合もございます。 基本的には上記様式を使用し、一部の文言などに若干の改良をかけ協定を結ぶ形でもよろしいでしょうか。ご教示下さい。</p>	<p>代表者の出資比率が50%以上であることを参加の要件としているため、実施要領に示した設計共同体協定書を基本とし、出資比率等の必要な項目内容を追加してください。 なお、出資比率等の項目の記載方法については、弘前市ホームページ、「市政くらし> 市政情報> 入札・契約> 様式集> 入札に参加するときに必要な様式」に示された「条件付き一般競争入札> 協定書（建設関連業務用）」も参考にしてください。</p>
13	<p>【作成要領 1. 提出書類一覧】 業務実績、雇用関係、建築概要、取得資格などを確認するための添付書類はA4ファイルに綴じこみ別冊として正本1部をご提出することでも宜しいでしょうか。</p>	<p>問題ありません。</p>
14	<p>【実施要領 10. 審査の評価項目】 各評価事項の配点が示されておられませんので、配点をご教示いただけないでしょうか。（業務実績の評価と企画提案書の評価の比率だけでも教えていただけないでしょうか）</p>	<p>各評価事項の配点や、業務実績の評価と企画提案書の評価の比率は公表しておりません。</p>
15	<p>業務実績において平成31年国土交通省告示第98号（以下、「告示98号」という。）別添二第7号第1類に分類される建築物（以下、「学校施設」という。）又は告示第98号別添二第12号第1類に分類される建築物と学校施設が一体となった建築物（以下、「複合施設」という）の学校施設と複合施設の面積比率の縛りはないものと考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>